

平成 29 年 12 月 26 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
(コード番号：3823 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 執 行 役 員 管 理 部 長 藤 崎 滋 夫
電 話 番 号： (03)4405-5460 (代 表)

新株予約権（有償ストックオプション）の消滅に関するお知らせ

当社は、平成26年12月2日付および平成28年5月13日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」、平成28年5月16日付「「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」の一部訂正について」にてお知らせしました、第18回新株予約権および第20回新株予約権について、その全てが消滅することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第 18 回新株予約権

(1) 消滅の対象となる新株予約権の内容

取締役会決議日	平成26年12月2日
新株予約権の権利行使期間	平成28年12月1日から平成30年12月18日まで
新株予約権の割当対象者	当社の取締役、監査役及び従業員 42名
新株予約権の権利行使価格	1 株につき金370円
発行した新株予約権の数	10,000個 (1,000,000株)
消滅後の新株予約権の数	0個 (0株)

(2) 新株予約権の消滅の理由

当社が発行した上記新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、この①を満たさなかったため、当該新株予約権の全てが消滅するものであります。

< 当該新株予約権の行使の条件 >

- ① 新株予約権者は、下記②に加え、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）において平成28年8月期から平成29年8月期までのいずれかの期の経常利益が150百万円を超過している場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、上記①に加え、新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも金700円を上回った場合に限り、当該日の翌日以降、本件新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 新株予約権の消滅日

平成29年11月29日

2. 第20回新株予約権

(1) 消滅の対象となる新株予約権の内容

取締役会決議日	平成28年5月13日
新株予約権の権利行使期間	平成28年6月14日から平成31年6月13日まで
新株予約権の割当対象者	当社子会社(当時)ネクスト・セキュリティ株式会社 代表取締役 仲西 敏雄
新株予約権の権利行使価格	1株につき金408円
発行した新株予約権の数	3,676個(367,600株)
消滅後の新株予約権の数	0個(0株)

(2) 新株予約権の消滅の理由

当社が発行した上記新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、この②を満たさなかったため、当該新株予約権の全てが消滅するものであります。

- ① ネクスト・セキュリティ株式会社の平成29年3月期の上期(平成28年4月～平成28年9月)の「セキュリティプロダクト」の売上金額が150百万円以上であること。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 新株予約権の消滅日

平成29年10月16日

4. 今後の見通し

当該新株予約権の消滅による業績への影響は軽微であります。

以上